# 瑞浪市結婚新生活支援金チェックシート

## 要件を全て満たした方へ新生活にかかる費用を補助

**夫婦ともに29歳以下**
**最大 60万円**

**それ以外の世帯**
**最大 30万円**



- ☐ 令和8年1月1日から令和9年2月28日までに婚姻した
- ☐ 申請日の直近の所得証明書に基づく夫婦の所得の合計額が500万円未満である ※貸与型奨学金の返済を行っている場合は奨学金の年間返済額を控除します
- ☐ 婚姻日において、夫婦双方の年齢が39歳以下である
- ☐ 婚姻を機に居住する住宅が市内にあり、申請日に夫婦双方が居住している
- ☐ 夫婦双方が申請日から3年以上市内に居住する意思がある
  (途中で市外へ転出した場合返還請求あり )
- ☐ 夫婦のどちらも過去に結婚新生活支援金の交付を受けていない
  ※他地方公共団体も含む
- ☐ 申請者を含む世帯員全員に市税等の滞納がない
  (市税･水道料金･下水道使用料･国民健康保険料･介護保険料･後期高齢者医療保険料など)
- ☐ 瑞浪市暴力団排除条例(平成24年条例第25号)に規定する暴力団または暴力団員などでない

- ☐ 申請日までに夫婦双方が以下のいずれかを受講した

・ライフデザイン支援講座の受講
(例１)瑞浪市地域子育てセンターが実施する「プレママデー」の参加
(例２)中央公民館が実施する「明日の親学級」の参加

・プレコンセプションケアに関する講座の受講
(例)国立成育医療研究センターの「プレコンセプションケア啓発動画2022」視聴

・医療機関への妊娠・出産に関わる相談

・共家事・共育て講座の受講
(例)岐阜県の共家事・共育チェックシートによる診断

プレママデー

明日の親学級

プレコンセプションケア
啓発動画

共家事・共育
チェックシート

# 瑞浪市結婚新生活支援金

瑞浪市で新婚生活をスタートされるご夫婦に対し、
住宅の取得、賃借、リフォームに要した費用や、
引越費用を最大60万円支援します。

## 令和8年4月1日～令和9年2月28日の間に支払った費用が対象

### 住宅取得費用

婚姻を機に取得した住宅の新築
または購入に要した費用
※土地は対象外

### 住宅賃借費用

婚姻を機に賃借した住宅の家賃等
(家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)

### 住宅リフォーム費用

婚姻を機に実施した住宅機能の維持
または向上を図るために行う修繕、
増築、改築、設備更新等の工事費用
※外構工事や家電は対象外

### 引越し費用

婚姻を機とした引越しに要した費用のうち、
引越し業者または運送業者に支払った実費

## 提出書類

- ☐ 交付書兼請求書(様式第1号)
- ☐ 戸籍謄本の写しまたは
  婚姻届受理証明
- ☐ 夫婦双方の最新の所得証明書の写し
- ☐ 瑞浪市結婚新生活支援金アンケート
- ☐ 住宅の賃貸借契約書の写し
  (住宅を賃借している場合)
- ☐ 奨学金の返済額が分かる書類の写し
  (貸与型奨学金の返済を行っている場合)
- ☐ 共家事・共育チェックシート
  アンケート
  (共家事・共育チェックシートによる診断をされた方)
- ☐ 誓約書兼同意書(様式第２号)
- ☐ 新婚世帯の住民票の写し
- ☐ 交付対象費用を支払ったことが
  分かる書類の写し
- ☐ 住宅の工事請負契約書または
  売買契約書の写し(住宅を取得した場合)
- ☐ 住宅手当支給状況証明書(様式第3号)
  (勤務先から自宅に係る手当が支給されている場合)
- ☐ 住宅のリフォームに係る工事請負契約書
  または請書の写し(住宅をリフォームした場合)

詳細な要件、申請書などは
市ホームページをご確認ください
チェックリストは裏面へ！

問い合わせ
瑞浪市役所　シティプロモーション課
電話：0572-68-9272
Mail：citypromotion@city.mizunami.lg.jp